

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (平成28年法律第60号)

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい**特定の取引類型を対象**とした、事業者による**不公正な勧誘行為等の取締り**等。

1. 悪質事業者への対応

○次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処

- ・業務停止を命ぜられた法人の**取締役**やこれと**同等の支配力を有すると認められるもの**等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。[違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金<新設>]

【対応イメージ】

A社(健康食品αの電話勧誘販売)

※特商法違反によりA社に対して業務停止命令(新規勧誘等の禁止)

※A社への業務停止命令後等に新たに会社を設立し、人やノウハウ等を移転

B社(実質はA社と同じ)

A社の元取締役Xが代表取締役として設立

※健康食品αの電話勧誘販売(新規勧誘等)

C社(実質はA社と同じ)

A社の元営業部長Yが取締役に就任

※健康食品αの電話勧誘販売(新規勧誘等)

○業務停止命令の期間の伸長(最長1年→2年)

○行政調査に関する権限の強化

- ・「質問」に関する権限の追加等。[違反した場合、個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<新設。なお、報告徴収・立入検査等の他の検査忌避についても同様に懲役刑を追加。>]

○刑事罰の強化

- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引上げ 等

2. 所在不明の違反事業者への対応

○所在不明の違反事業者に対する公示送達による処分

- ・違反事業者の所在が不明な場合に、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者に交付されたものとみなし(公示送達により)処分を可能とする。

【対応イメージ】

消費者庁等による処分

[原則]処分書を書面で交付

[改正後]処分書を交付する旨を処分庁に掲示することで交付したものとみなすことも可能に

違反事業者

違反事業者(所在不明)

※ウェブサイトのみによって広告や注文の受付を行い、消費者との連絡手段としてもメールアドレスだけが表示されているケースなど

3. 指示事項の明確化

○消費者利益の保護のための行政処分規定の整備

- ・違反事業者に対して、**消費者利益を保護**するために必要な措置を指示できることを明示する。[違反した場合、業務停止命令及び刑事罰(個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金<指示違反行為に懲役刑を追加>)]

【対応イメージ】

不実告知を行っていた事業者に、不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知を指示する。
など

4. 過量販売への対応

○電話勧誘販売における過量販売規制の導入(訪問販売ルールの拡張)

- ・電話勧誘販売において、消費者が日常生活において**通常必要とされる分量を著しく超える商品**の売買契約等について、行政処分(指示等)の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする(消費者にその契約を締結する特別の事情がある場合を除く)。

【過量のイメージ】

◇寝具(4か月で6回購入)

◇化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入) など

5. その他

○訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し)

○通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(電子メール広告における規制の拡充)

- ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オプトイン規制)。

○指示の公表規定の整備

○取消権の行使期間の伸長

- ・現在の6月から1年に伸長する。

○施行期日は公布日から1年6月以内 ※公布日は平成28年6月3日 など

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号）の概要

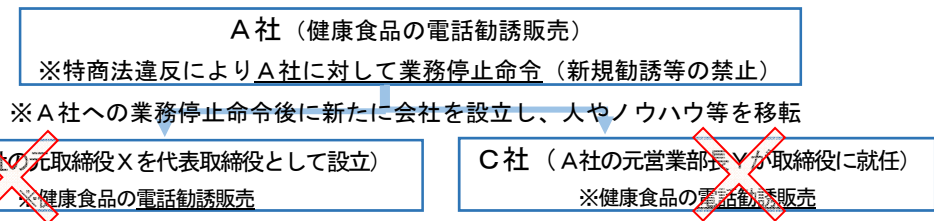
平成28年改正特定商取引法を踏まえて業務禁止命令の対象となる使用人の範囲を定めるとともに、美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加する。

1. 悪質事業者への対応の強化

○業務禁止命令の対象となる使用人の範囲の確定

- ・平成28年改正法で新設された業務禁止命令の対象は、業務停止命令を課される事業者の役員（例：取締役）と「政令で定める使用人」とされている。
- 「政令で定める使用人」として、
 - ①営業所等の業務を統括する者（例：営業所長）
 - ②業務停止命令の対象となる業務を統括する者（例：外販部長）を規定する。

【イメージ】



○立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大

- ・特商法では業務停止命令等の対象となる事業者に加え、事業者と密接な関係を有する者として政令で定める者（「密接関係者」、例：エステで使用する化粧品を販売する者）も立入検査等の対象とされている。
- 親会社が勧誘方法の指示をしている場合もあることを踏まえ、「密接関係者」として、事業者の親会社・子会社等を追加する。

（※）このほか平成28年改正法等を踏まえて所要の規定を整備。施行日は平成29年12月1日（改正法の施行日）。

（※※）主務省令の改正（例：SNSのメッセージ機能により営業所等に誘引した者に対する販売を訪問販売の規制に追加）によって、消費者委員会の答申事項を実施。

2. 美容医療契約の追加

- ・特商法の特定継続的役務提供は、一定の期間以上継続して行われる特定の役務であり、クーリング・オフ等が可能。具体的な役務（例：エステ）、提供期間（1か月超）、金額（5万円超）等を政令で規定している。
- 消費者委員会の答申を踏まえ、相談件数等も勘案し、一定の美容医療契約を特定継続的役務提供の対象に追加する。
- 具体的には、1か月を超えて継続して行われる美容医療契約のうち、
 - ①脱毛
 - ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
 - ③肌のしわ・たるみ取り
 - ④脂肪の溶解
 - ⑤歯の漂白等について、主務省令で定める方法（例：光の照射、薬剤の注射）によるものを追加する。